

南紀白浜 e 街ギフト実施基準

令和 4 年 9 月 2 6 日制定

(目的)

第 1 条 この基準は、旅行者等が白浜町に滞在中又は訪問前にスマートフォン等から地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 及び第 3 1 4 条の 7 に基づく寄附（以下「ふるさと納税」という。）を行うことが可能なサービス（以下「南紀白浜 e 街ギフト」という。）を実施することにより、町内で利用できる電子クーポンを返礼品とし、当該サービス利用者（以下「寄付者」という。）の町滞在時の消費喚起と交流人口の増加、及び町内事業者の活性化を図ることを目的とする。

(実施概要)

第 2 条 南紀白浜 e 街ギフトは、当該サービスに係る専用 WEB サイトから寄附者がふるさと納税を行うことにより電子クーポンを取得し、当該クーポンを寄附者のスマートフォンで表示させ、南紀白浜 e 街ギフト取扱加盟店（以下「加盟店」という。）に対して提示することにより決済することができるものとする。

2 加盟店は、決済機器である電子スタンプにより、寄附者のスマートフォンの画面に触れ決済を行うことができるものとする。

(加盟要件)

第 3 条 加盟店となることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 南紀白浜 e 街ギフト加盟店規約に同意していること。
- (2) 平成 3 1 年総務省告示第 1 7 9 号第 5 条の規定による地場産品基準に該当する商品、サービスを提供していること。
- (3) 町外の店舗にて南紀白浜 e 街ギフトの使用を制限できること。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 各種法令、条例等に適した業務を行っていること。
- (6) 白浜町個人情報保護条例（平成 1 8 年白浜町条例第 1 1 号）を遵守すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有しないものであること。

(加盟申込)

第 4 条 加盟店の申込みを行う事業者は、別に定める加盟店申込書を町長に提出するものとする。

(有効期限)

第 5 条 電子クーポンの有効期限は、発行から 1 年間とする。

(券種)

第6条 電子クーポンの券種は別表に掲げるものとし、1円単位で使用できるものとする。

(換金手数料)

第7条 電子クーポンの換金に係る手数料は、当分の間、無料とする。

(精算)

第8条 町は、毎月末までに町に到着した電子クーポンの取引データに基づき、翌月末（土日祝の場合は前営業日）に加盟店の指定口座へ売上金を振り込むものとする。ただし、都合により、振込日が変更となる場合がある。

(業務委託)

第9条 町は、加盟店の管理に係る業務について、第三者へ委託できるものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、南紀白浜e街ギフトに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年9月26日から施行する。

別表（第6条関係）

券種表

券種	寄附額
1,500円分	5,000円以上の寄附で付与
3,000円分	10,000円以上の寄附で付与
6,000円分	20,000円以上の寄附で付与
9,000円分	30,000円以上の寄附で付与
15,000円分	50,000円以上の寄附で付与
30,000円分	100,000円以上の寄附で付与
90,000円分	300,000円以上の寄附で付与
150,000円分	500,000円以上の寄附で付与
300,000円分	1,000,000円以上の寄附で付与
600,000円分	2,000,000円以上の寄附で付与